

島根県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この交付金は、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とし、予算の範囲内で交付するものとする。</p> <p>2 事業に係る実施要件は厚生労働省が定める「生活基盤施設耐震化等交付金の交付について」(令和2年6月16日付け厚生労働省発生食0616第3号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)及び「生活基盤施設耐震化等交付金の取扱いについて」(令和2年6月16日付け健発0616第4号・生食発0616第3号厚生労働省健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官連名通知。以下「取扱要領」という。)の規定によるものとする。</p> <p>第3条 交付対象事業者は取扱要領第2第1項に規定する要件に該当する事業者とする。</p> <p>第4条～第12条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は令和2年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この交付金は、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とし、予算の範囲内で交付するものとする。</p> <p>2 事業に係る実施要件は厚生労働省が定める「生活基盤施設耐震化等交付金の交付について」(平成30年4月10日付け厚生労働省発生食0410第1号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。)及び「生活基盤施設耐震化等交付金の取扱いについて」(平成31年4月1日付け健発0401第31号・生食発0401第17号厚生労働省健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官連名通知。以下「取扱要領」という。)の規定によるものとする。</p> <p>第3条 交付対象事業者は取扱要領第2第1項に該当する市町村、一部事務組合及びPFI事業選定事業者とする。</p> <p>第4条～第12条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は平成31年4月1日から施行し適用する。</p>